

様式第1号(乙)(第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年5月10日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

議員氏名 米田 敏文



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和3年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	¥3,240,000	@270,000円 × 12ヶ月 = 3,240,000円
2 その他	¥16,097	自己資金
収入合計	¥3,256,097	

支出

使途項目	決算額	左のうち政務活動費充当額	備考
調査研究費	¥80,281	¥80,281	
資料購入費	¥35,940	¥35,940	
広報・広聴費	¥328,625	¥328,625	
人件費	¥1,479,940	¥1,479,940	
事務・事務所費	¥1,331,311	¥1,315,214	
支出合計	¥3,256,097	¥3,240,000	

様式第14号(第7条関係)

令和3年度 事業実施報告書

大阪維新の会 堺市議会議員団・米田 敏文

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究】 ガソリン代	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため、自動車のガソリンを消費した。
【人件費】 事務員の雇用	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため、事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所借入等	5/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため、事務所を借り入れた。

様式第13号 (第6条関係)

備 品 台 帳

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 米田 敏文

購入年月日	品 名	形 質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2017年5月29日	パソコン	ノート型	139,104円	111,283円 (按分率 80%)	5年	2022年5月29日	
2018年1月31日	携帯電話端末機	スマート フォン	124,489円	124,489円 (按分率 100%)	5年	2023年1月31日	
2019年6月10日	エアコン		195,048円	111,283円 (按分率 70%)	5年	2024年6月10日	
2021年3月23日	パソコン	ノート型	170,280円	119,196円 (按分率 70%)	5年	2026年3月23日	
2022年2月16日	エアコン		132,000円	92,400円 (按分率 70%)	5年	2027年2月16日	

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 米田 敏文

氏名	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住所	〒[REDACTED] [REDACTED]市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2019年 5月 1日 ~ 2023年 4月 30日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	40時間 / 週 (1日 6.65時間 × 6日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間 (週勤務時間数) 時間	70%	
	<input checked="" type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考	政務活動業務に携わって頂きますが、来客者の対応により、他の業務にを担う可能性が生じる為、按分率を70%に設定する。尚、日曜日の勤務はすべて時間外手当(勤務時間数×1.25)とする。 令和2年7月1日に [REDACTED] から [REDACTED] に転居		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+政務活動以外の職務	70%

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇用契約書

堺市議会議員 米田 敏文(以下「甲」という)と[REDACTED](以下「乙」という)とは、下記の労働条件で雇用契約を締結する。その証として本書を2通作成し、甲乙各1通を保有する。

契約期間	2019年5月1日～2023年4月30日
就業の場所	米田敏文事務所
業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般事務業務等 ・ パソコン打ち込み作業等 ・ 議員政務活動補佐等
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 始業・終業の時刻等 労働時間は1月25日以内、1週40時間以内とし、始業・終業の時刻は原則として次のとおりとし、勤務日は随時相談の上定める。 ①始業：午前8時00分 終業：午後20時00分 以内 2 休憩時間：1日6時間を超える場合1時間休憩 3 所定時間外労働の有無：随時 4 休日労働の有無：随時
休日	シフト表に定める日
賃金	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本賃金 時間給 1,000円 2 賃金締切日 - 毎月末日 賃金支払日 - 毎月末日 3 支払方法 - 現金 4 賃金支払時の控除：無し 5 昇給：無し 5 賞与：無し 6 退職金：無し 7 通勤費：有り
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定年制：無し 2. 自己都合退職の手続（退職する2ヶ月以上前に届け出ること）

2021年4月1日

(甲) 住所：堺市 [REDACTED]

氏名：米田 敏文



(乙) 住所：堺市 [REDACTED]

氏名： [REDACTED]



出勤簿 (2021 年 4 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木	09:00	17:00	7.0		
2	金	09:00	17:00	7.0		
3	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
4	日					
5	月	09:00	17:00	7.0		
6	火	09:00	17:00	7.0		
7	水	09:00	17:00	7.0		
8	木	09:00	17:00	7.0		
9	金	09:00	17:00	7.0		
10	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
11	日					
12	月	09:00	17:00	7.0		
13	火	09:00	17:00	7.0		
14	水	09:00	17:00	7.0		
15	木	09:00	17:00	7.0		
16	金	09:00	17:00	7.0		
17	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
18	日					
19	月	09:00	17:00	7.0		
20	火	09:00	17:00	7.0		
21	水	09:00	17:00	7.0		
22	木	09:00	17:00	7.0		
23	金	09:00	17:00	7.0		
24	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
25	日					
26	月	09:00	17:00	7.0		
27	火	09:00	17:00	7.0		
28	水	09:00	17:00	7.0		
29	木					
30	金	09:00	17:00	7.0		
当月給与				167.0	8.0	¥177,000
出勤日数及び通勤手当				25 日		¥5,000
支給金額				¥182,000 日		



出勤簿 (2021 年 5 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土	09:00	17:00	7.0		
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木	09:00	17:00	7.0		
7	金	09:00	17:00	7.0		
8	土	09:00	17:00	7.0		
9	日					
10	月	09:00	17:00	7.0		
11	火	09:00	17:00	7.0		
12	水	09:00	17:00	7.0		
13	木	09:00	17:00	7.0		
14	金	09:00	17:00	7.0		
15	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
16	日					
17	月	09:00	17:00	7.0		
18	火	09:00	17:00	7.0		
19	水	09:00	17:00	7.0		
20	木	09:00	17:00	7.0		
21	金	09:00	17:00	7.0		
22	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
23	日					
24	月	09:00	17:00	7.0		
25	火	09:00	17:00	7.0		
26	水	09:00	17:00	7.0		
27	木	09:00	17:00	7.0		
28	金	09:00	17:00	7.0		
29	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
30	日					
31	月	09:00	17:00	7.0		
当月給与				155.0	6.0	¥162,500
出勤日数及び通勤手当				23 日		¥4,600
支給金額				¥167,100 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	17:00	7.0		
2	水	09:00	17:00	7.0		
3	木	09:00	17:00	7.0		
4	金	09:00	17:00	7.0		
5	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
6	日					
7	月	09:00	17:00	7.0		
8	火	09:00	17:00	7.0		
9	水	09:00	17:00	7.0		
10	木	09:00	17:00	7.0		
11	金	09:00	17:00	7.0		
12	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
13	日					
14	月	09:00	17:00	7.0		
15	火	09:00	17:00	7.0		
16	水	09:00	17:00	7.0		
17	木	09:00	17:00	7.0		
18	金	09:00	17:00	7.0		
19	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
20	日					
21	月	09:00	17:00	7.0		
22	火	09:00	17:00	7.0		
23	水	09:00	17:00	7.0		
24	木	09:00	17:00	7.0		
25	金	09:00	17:00	7.0		
26	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
27	日					
28	月	09:00	17:00	7.0		
29	火	09:00	17:00	7.0		
30	水	09:00	17:00	7.0		
当月給与				174.0	8.0	¥184,000
出勤日数及び通勤手当				26 日		¥5,200
支給金額				¥189,200 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:00	17:00	7.0		
2	金	09:00	17:00	7.0		
3	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
4	日					
5	月	09:00	17:00	7.0		
6	火	09:00	17:00	7.0		
7	水	09:00	17:00	7.0		
8	木	09:00	17:00	7.0		
9	金	09:00	17:00	7.0		
10	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
11	日					
12	月	09:00	17:00	7.0		
13	火	09:00	17:00	7.0		
14	水	09:00	17:00	7.0		
15	木	09:00	17:00	7.0		
16	金	09:00	17:00	7.0		
17	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
18	日					
19	月	09:00	17:00	7.0		
20	火	09:00	17:00	7.0		
21	水	09:00	17:00	7.0		
22	木					
23	金					
24	土	09:00	17:00	7.0		
25	日					
26	月	09:00	17:00	7.0		
27	火	09:00	17:00	7.0		
28	水	09:00	17:00	7.0		
29	木	09:00	17:00	7.0		
30	金	09:00	17:00	7.0		
31	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
当月給与				167.0	8.0	¥177,000
出勤日数及び通勤手当				25 日		¥5,000
支給金額				¥182,000 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:00	17:00	7.0		
3	火	09:00	17:00	7.0		
4	水	09:00	17:00	7.0		
5	木	09:00	17:00	7.0		
6	金	09:00	17:00	7.0		
7	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
8	日					
9	月					
10	火	09:00	17:00	7.0		
11	水	09:00	17:00	7.0		
12	木	09:00	17:00	7.0		
13	金					
14	土					
15	日					
16	月					
17	火	09:00	17:00	7.0		
18	水	09:00	17:00	7.0		
19	木	09:00	17:00	7.0		
20	金	09:00	17:00	7.0		
21	土	09:00	17:00	7.0		
22	日					
23	月	09:00	17:00	7.0		
24	火	09:00	17:00	7.0		
25	水	09:00	17:00	7.0		
26	木	09:00	17:00	7.0		
27	金	09:00	17:00	7.0		
28	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
29	日					
30	月	09:00	17:00	7.0		
31	火	09:00	17:00	7.0		
当月給与				150.0	4.0	¥155,000
出勤日数及び通勤手当				22 日		¥4,400
支給金額				¥159,400 日		



出勤簿 (2021 年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	09:00	17:00	7.0		
2	木	09:00	17:00	7.0		
3	金	09:00	17:00	7.0		
4	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
5	日					
6	月	09:00	17:00	7.0		
7	火	09:00	17:00	7.0		
8	水	09:00	17:00	7.0		
9	木	09:00	17:00	7.0		
10	金	09:00	17:00	7.0		
11	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
12	日					
13	月	09:00	17:00	7.0		
14	火	09:00	17:00	7.0		
15	水	09:00	17:00	7.0		
16	木	09:00	17:00	7.0		
17	金	09:00	17:00	7.0		
18	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
19	日					
20	月					
21	火	09:00	17:00	7.0		
22	水	09:00	17:00	7.0		
23	木					
24	金	09:00	17:00	7.0		
25	土	09:00	17:00	7.0		
26	日					
27	月	09:00	17:00	7.0		
28	火	09:00	17:00	7.0		
29	水	09:00	17:00	7.0		
30	木	09:00	17:00	7.0		
当月給与				162.0	6.0	¥169,500
出勤日数及び通勤手当				24 日		¥4,800
支給金額				¥174,300 日		



出勤簿 (2021 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金	09:00	17:00	7.0		
2	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
3	日					
4	月	09:00	17:00	7.0		
5	火	09:00	17:00	7.0		
6	水	09:00	17:00	7.0		
7	木	09:00	17:00	7.0		
8	金	09:00	17:00	7.0		
9	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
10	日					
11	月	09:00	17:00	7.0		
12	火	09:00	17:00	7.0		
13	水	09:00	17:00	7.0		
14	木	09:00	17:00	7.0		
15	金	09:00	17:00	7.0		
16	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
17	日					
18	月	09:00	17:00	7.0		
19	火	09:00	17:00	7.0		
20	水	09:00	17:00	7.0		
21	木	09:00	17:00	7.0		
22	金	09:00	17:00	7.0		
23	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
24	日					
25	月	09:00	17:00	7.0		
26	火	09:00	17:00	7.0		
27	水	09:00	17:00	7.0		
28	木	09:00	17:00	7.0		
29	金	09:00	17:00	7.0		
30	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
31	日					
当月給与				172.0	10.0	¥184,500
出勤日数及び通勤手当					26 日	¥5,200
支給金額				¥189,700 日		



出勤簿 (2021 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月	09:00	17:00	7.0		
2	火	09:00	17:00	7.0		
3	水					
4	木	09:00	17:00	7.0		
5	金	09:00	17:00	7.0		
6	土	09:00	17:00	7.0		
7	日					
8	月	09:00	17:00	7.0		
9	火	09:00	17:00	7.0		
10	水	09:00	17:00	7.0		
11	木	09:00	17:00	7.0		
12	金	09:00	17:00	7.0		
13	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
14	日					
15	月	09:00	17:00	7.0		
16	火	09:00	17:00	7.0		
17	水	09:00	17:00	7.0		
18	木	09:00	17:00	7.0		
19	金	09:00	17:00	7.0		
20	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
21	日					
22	月	09:00	17:00	7.0		
23	火					
24	水	09:00	17:00	7.0		
25	木	09:00	17:00	7.0		
26	金	09:00	17:00	7.0		
27	土	09:00	17:00	7.0		
28	日					
29	月	09:00	17:00	7.0		
30	火	09:00	17:00	7.0		
当月給与				164.0	4.0	¥169,000
出勤日数及び通勤手当				24 日		¥4,800
支給金額				¥173,800 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水	09:00	17:00	7.0		
2	木	09:00	17:00	7.0		
3	金	09:00	17:00	7.0		
4	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
5	日					
6	月	09:00	17:00	7.0		
7	火	09:00	17:00	7.0		
8	水	09:00	17:00	7.0		
9	木	09:00	17:00	7.0		
10	金	09:00	17:00	7.0		
11	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
12	日					
13	月	09:00	17:00	7.0		
14	火	09:00	17:00	7.0		
15	水	09:00	17:00	7.0		
16	木	09:00	17:00	7.0		
17	金	09:00	17:00	7.0		
18	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
19	日					
20	月	09:00	17:00	7.0		
21	火	09:00	17:00	7.0		
22	水	09:00	17:00	7.0		
23	木	09:00	17:00	7.0		
24	金	09:00	17:00	7.0		
25	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
26	日					
27	月	09:00	17:00	7.0		
28	火	09:00	17:00	7.0		
29	水	09:00	17:00	7.0		
30	木					
31	金					
当月給与				167.0	8.0	¥177,000
出勤日数及び通勤手当				25 日		¥5,000
支給金額				¥182,000 日		



出勤簿 (2022 年 1 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火					
4	火	09:00	17:00	7.0		
5	水	09:00	17:00	7.0		
6	木	09:00	17:00	7.0		
7	金	09:00	17:00	7.0		
8	土	09:00	17:00	7.0		
9	日					
10	月					
11	火	09:00	17:00	7.0		
12	水	09:00	17:00	7.0		
13	木	09:00	17:00	7.0		
14	金	09:00	17:00	7.0		
15	土	09:00	17:00	7.0		
16	日					
17	月	09:00	17:00	7.0		
18	火	09:00	17:00	7.0		
19	水	09:00	17:00	7.0		
20	木	09:00	17:00	7.0		
21	金	09:00	17:00	7.0		
22	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
23	日					
24	月	09:00	17:00	7.0		
25	火	09:00	17:00	7.0		
26	水	09:00	17:00	7.0		
27	木	09:00	17:00	7.0		
28	金	09:00	17:00	7.0		
29	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
30	日					
31	月	09:00	17:00	7.0		
当月給与				157.0	4.0	¥162,000
出勤日数及び通勤手当				23 日		¥4,600
支給金額				¥166,600 日		



氏名: [Redacted Name]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	17:00	7.0		
2	水	09:00	17:00	7.0		
3	木	09:00	17:00	7.0		
4	金	09:00	17:00	7.0		
5	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
6	日					
7	月	09:00	17:00	7.0		
8	火	09:00	17:00	7.0		
9	水	09:00	17:00	7.0		
10	木	09:00	17:00	7.0		
11	金					
12	土	09:00	17:00	7.0		
13	日					
14	月	09:00	17:00	7.0		
15	火	09:00	17:00	7.0		
16	水	09:00	17:00	7.0		
17	木	09:00	17:00	7.0		
18	金	09:00	17:00	7.0		
19	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
20	日					
21	月	09:00	17:00	7.0		
22	火	09:00	17:00	7.0		
23	水					
24	木	09:00	17:00	7.0		
25	金	09:00	17:00	7.0		
26	土	09:00	17:00	7.0		
27	日					
28	月	09:00	17:00	7.0		
当月給与				150.0	4.0	¥155,000
出勤日数及び通勤手当				22 日		¥4,400
支給金額				¥159,400 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火	09:00	17:00	7.0		
2	水	09:00	17:00	7.0		
3	木	09:00	17:00	7.0		
4	金	09:00	17:00	7.0		
5	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
6	日					
7	月	09:00	17:00	7.0		
8	火	09:00	17:00	7.0		
9	水	09:00	17:00	7.0		
10	木	09:00	17:00	7.0		
11	金	09:00	17:00	7.0		
12	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
13	日					
14	月	09:00	17:00	7.0		
15	火	09:00	17:00	7.0		
16	水	09:00	17:00	7.0		
17	木	09:00	17:00	7.0		
18	金	09:00	17:00	7.0		
19	土	09:00	17:00	5.0	2.0	
20	日					
21	月					
22	火	09:00	17:00	7.0		
23	水	09:00	17:00	7.0		
24	木	09:00	17:00	7.0		
25	金	09:00	17:00	7.0		
26	土	09:00	17:00	7.0		
27	日					
28	月	09:00	17:00	7.0		
29	火	09:00	17:00	7.0		
30	水	09:00	17:00	7.0		
31	木	09:00	17:00	7.0		
当月給与				176.0	6.0	¥183,500
出勤日数及び通勤手当				26 日		¥5,200
支給金額				¥188,700 日		



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 米田 敏文

管理責任者 (議員名)	米田 敏文		
事務所名	米田敏文 事務所		
所在地	〒599-8276 堺市中区小阪 635 番地 3 TEL 072 (230) 4837		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX) 他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 私的使用 <input type="checkbox"/> 後援会事務所 <input type="checkbox"/> 政党活動事務所 <input type="checkbox"/> 会社等 (関係団体)		
延べ面積	100㎡	賃借料	月額 110,000 円 (政務活動費充当額 77,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	70%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 ㎡/延べ面積 (㎡) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間 <input checked="" type="checkbox"/> 使用用途に応じて	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・70% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・70% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・70% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・70% <input checked="" type="checkbox"/> その他 (インターネットプロバイダー代等)・・・70%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
		【所在地】	
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	事務所賃貸料に駐車場2台分の賃貸料を含む。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約証書

建物賃貸借契約証書

貸主（以下甲という） _____

借主（以下乙という） _____ 米田 敏文 _____

甲は、甲所有の以下表題部記載物件（以下「本物件」という）を下記約定により乙に賃貸、
乙はこれを賃借する。

表題部（建物「物件」の表示）

所在地 _____ 堺市中区小阪635番地3 _____

住居表示 _____

構造 _____

面積 _____ 約100㎡ _____

備考 _____

契約内容

使用目的 _____ 市政相談事務所として使用する。（一部住居として使用も可） _____

契約期間 _____ 2021年4月1日より2022年3月31日までとする。 _____

月額賃料 _____ 金 110,000円 _____

賃料の支払方法 _____ 銀行振り込み（甲の指定する銀行口座）又は、現金支払い _____

指定口座 _____ 銀行 _____ 支店 _____ 普通口座番号 _____

口座名義人（ _____ ） _____

第1条 (使用目的)

乙は、本物件を表題部記載の目的のみに使用する事とする。

第2条 (賃貸借期間等)

賃貸借期間は、表題部の通り2年間とする。

尚、賃貸借期間満了の 甲は3カ月前、乙からも2カ月前までに双方から解約の申し出がない場合は期間満了後も引き続き、本契約を2年毎に自動更新する事とする。

第3条 (賃料)

1. 賃料は表題部の通りとし、乙は毎月末日までに翌月分を甲の指定銀行に振込入金する。尚、振込手数料は乙の負担とする。または、乙が甲に現金で支払う。
2. 契約締結月については、日割り計算とし、退去明け渡し時は、それが月の途中であっても日割り計算は行わないものとする。

第4条 (造作費用等の負担)

乙において、本物件につき改装・模様替え・広告物の掲示・造作等現状を変更しようとするときは、事前に甲に相談し、承諾を得なければならない。尚、これらに要する費用は乙の負担とする。

第5条 (届出・承諾事項)

乙は、次の各号の何れかに該当する場合は甲の承諾を得なければならない。

1. 乙以外の者に使用させるとき。
2. 本物件を1カ月以上使用しないとき。

第6条 (善管注意義務)

乙は、本物件の使用に際して、善良なる管理者の注意をもってあたり、近隣に対して迷惑の掛からないよう注意を払わなければならない。

第7条 (禁止事項)

乙は次の事項を順守しなければならないものとする。

1. 本物件の全部または一部の第三者への転貸しの禁止。
2. 本物件の賃借権の譲渡の禁止。
3. 防犯及び火災予防に特に注意し、万一火災・盗難が発生した場合は、直ちに所轄の警察署又は消防署及び甲に通報すること。
4. 本物件内において近隣に迷惑となる行為の禁止。
5. 自動車等の警笛・アイドリング等他人に迷惑を及ぼす騒音等を発しないこと。

第8条 (危険負担)

甲乙双方の責によらない天災・地変、その他不可抗力により本物件が消滅し、甲、乙ともに蒙った損害については、互いに損害賠償請求しないものとする。

第9条 (明け渡し)

1. 甲、乙は、本契約を解除しようとする時は、甲は1カ月前までに、乙は1カ月前までに書面をもって解約通知を提出するものとする。但し、乙は予告にかえて2カ月分の家賃を支払い、即時解約することが出来るものとする。
2. 解約通知後、乙の明け渡しが延滞した場合は、賃料の倍額相当の損害金を乙は、甲に支払わなければならない。
3. 乙は、明け渡しの際、次の各号を実行しなければならない。
 - ①乙及び従業員等すべての者の退去とすべての物品の搬出。
 - ②本物件内外の清掃及びゴミ汚物の撤去処理。
 - ③公共料金「光熱費等」の代金精算手続き。
 - ④乙は、契約時の現状に回復処理をしなければならない。尚、甲がそれを代行する場合は、乙の負担にて行うこととする。

第10条 (保守・修繕)

1. 本物件の主要構造部分（柱・屋根・外壁等）の維持・保全に必要な保守・修繕は甲の負担でそれを行う。
2. 本物件内の付帯設備（電気・水道・排水・ガス等）の維持・保全に係る修繕等は、乙の負担で行うこととする。

第11条 (物件返還時に関する事項)

乙は、契約又は満了時に甲の立会いで原状回復状況を確認してもらうこととする。但し、甲が原状回復を欲さないときは、異議なくこれに応じるものとする。

第12条 (自己管理に関する事項)

乙は、本物件内の補完物については、自らの責任において管理するものとし、盗難の被害については甲に一切の責任を問わないこととする。

第13条 (立ち入り検査)

甲は、建物等の管理上、本物件内に立ち入り検査をする必要が生じた時は、予めその旨を乙に通知し、乙立会いのもとにこれを行う。但し、乙が2カ月以上賃料を滞納したとき、又は災害その他緊急を要する場合においてはこの限りではない。

第14条 (契約解除事項)

乙に次の各号の何れかに該当することがあった時甲は何ら通知勧告を要しないで本契約を解除できるものとする。

第15条 (協議事項)

本契約の各条項に定めのない事項にあつては、甲・乙の信義に基づき双方協議の上、円満に解決していくこととする。

第16条

(合意管轄裁判所)

本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要がある場合は、本物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とすることに 甲、乙共に合意した。


各条項承諾の上、確実に履行することを誓約し、甲乙それぞれが署名捺印する。
尚、後日の為に、本書を2部作成し、各1部を甲乙が保有する。

2021年 3月 1日

貸貸人 (甲)

住 所 堺市 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED] 
電 話 [REDACTED]

貸借人 (乙)

住 所 堺市 [REDACTED]
氏 名 米田 敏文 
電 話 [REDACTED]

コンピューター
関連業務委託契約書

米田 敏文（以下「甲」という）と、 （以下「乙」という）は、甲に関する業務等の委嘱に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、コンピューター関連に関する業務、その他これに付帯する業務（以下「本件業務」）を委嘱し、乙はこれを受託する。

第2条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、2019年4月1日から2023年4月30日までとする。
2. 本契約の延長については、契約完了の1ヶ月前までに両者が協議の上、月額報酬・契約期間を取り決めることができるものとし、甲乙いずれからも、何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに1年間更新するものとし、以後同様とする。

第3条（報酬）

1. 本契約に基づく月額報酬は、金18,000円（消費税抜き）とする。
2. 本件業務にかかる交通費等の経費は、原則として乙が負担するものとする。ただし、甲の依頼により遠隔地出張など多額の経費を必要とする場合には、別途協議の上取り決める。

第4条（委託業務）

1. 乙は、甲の要望によりコンピューター操作の指導及び助言を行うものとする。

第5条（資料・情報等）

1. 乙は、甲から貸与された資料、機器等がある場合、本件業務以外の用途に使用してはならず、善良なる管理者の注意義務をもって使用・保管・管理するものとする。
2. 貸与された資料、機器等が不要となった場合、本契約が解除された場合、または甲からの要請があった場合、乙は、貸与された資料、機器等を速やかに甲に返却するものとする。

第6条（機密保持）

1. 機密情報とは、有形無形に問わず、本契約に関連して甲から乙へ提供された営業上、人事上その他全ての情報を意味する。
2. 乙は、甲から提供された機密情報について善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとする。
3. 乙は、機密情報について、本契約の目的の範囲内のみで使用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。
4. 本条の規定は、本契約終了後又は期間終了後も有効に存続する。

第7条（成果の権利及び知的財産権の帰属）

1. 本件業務に基づき乙が甲の為に作成した成果物（中間成果物も含む）および役務の提供の結果、発生した著作権及びその他の無体財産権は、本件業務事前に乙が既に保持するものを除き、すべて甲に帰属し、その権利は乙から甲に無償で譲渡されるものとする。
2. 前項の規定に従って乙から甲に譲渡される権利は、著作権法第27条（翻訳権・翻案等）及び、第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）に規定される権利を含むものとする。
3. 乙は、成果物に関する著作者人格権の権利を行使しないことを合意する。

4. 乙は、甲の書面による承諾を得るか、もしくは別途行為をしなければ、成果物の全部もしくは一部その複製物を保有し、利用することはできないものとする。

第8条（権利の侵害）

乙は、本件業務を行うにあたり、第三者の権利を侵害しないよう留意するとともに、乙が甲のためにさくせいした成果物（中間成果物も含む）及び、役務の提供の結果について第三者との間で紛争が生じた場合、乙は、自分の責任と負担において処理・解決するものとする。

第9条（報告業務）

1. 乙は、甲の請求があるときは、口頭または書面にて、遅滞なく本件業務の実行状況を報告しなければならない。

2. 本件業務の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を乙が知った場合、乙は、その事故の帰責が如何にかかわらず、その旨を直ちに甲に報告し、甲と今後の対応方針についての協議を行うものとする。

第10条（再委託）

乙は、甲による事前の承諾がないかぎり、本件業務の全部または一部を第三者に委託できない。尚、甲の事前の承諾を得て第三者に再委託する場合には、乙は当該第三者に対し、本契約における乙の義務と同様の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。

第11条（権利義務譲渡の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾がないかぎり、本契約の地位を第三者に継承させ、あるいは本契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡しもしくは引き受けさせ、または担保に供してはならない。

第12条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、大阪地方裁判所を所属管轄裁判所とする。

第13条（協議事項）

本契約に定めなき事項または解釈上疑義が生じた事項については、法令に従うほか、甲乙誠意を持って協議の上解決を図るものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

2020年4月1日

甲：住所：堺市

氏名：米田 敏文



乙：住所：堺市

氏名：

